

# ワンポイント会計基準

## vol.336 「後発事象に関する会計基準」の公表について

2026年1月9日に企業会計基準委員会から「後発事象に関する会計基準」（以下「本会計基準」という。）が公表されました。本会計基準については、2025年7月8日に公開草案を公表し、広くコメント募集を行った後、寄せられたコメントを踏まえて検討を行い、公開草案の内容について一部修正を行った上で公表するに至っています。

今回は、この公表内容の概要をご説明いたします。

### 1. 後発事象の定義（本会計基準第4項及びBC10項からBC14項）

「後発事象」について、決算日後に発生した企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす事象のうち、評価期間の末日までに発生した事象と定義しています。

### 2. 後発事象の評価期間に係る原則的な取扱い（本会計基準第7項及びBC15項からBC17項）

後発事象の評価期間の末日は、原則として、財務諸表の公表の承認日としています。

### 3. 会計監査人設置会社の計算書類等及び連結計算書類における評価期間（後発事象に関する適用指針（以下「本適用指針」という。）第4項及びBC2項からBC7項）

会計監査人設置会社において会計監査人により監査される計算書類等又は連結計算書類に関する後発事象の評価期間の末日は、企業が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び会社計算規則に準拠して計算書類等又は連結計算書類を作成する監査契約上の責任を果たしたことを確認した日（以下「確認日」という。）としています。

また、当該確認日は、通常、経営者確認書の日付と同一になると考えられます。

### 4. 会計監査人設置会社における確認日後に発生した修正後発事象の取扱い（本適用指針第5項及び第6項並びにBC8項からBC11項）

次の（1）及び（2）の事象については、修正後発事象として取り扱わず、開示後発

事象に準じて取り扱い、重要な開示後発事象に関する注記を行うこととしています。

(1) 計算書類等に関する確認日後、個別財務諸表の公表の承認日までに発生した本会計基準第5項（修正後発事象の定義）に該当する事象

(2) 連結計算書類に関する確認日後、連結財務諸表の公表の承認日までに発生した本会計基準第5項（修正後発事象の定義）に該当する事象

上記(2)につき、監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」（以下「監基報560実1」という。）の取扱いを見直し、計算書類等に関する確認日後に発生した本会計基準第5項に該当する事象ではなく、連結計算書類に関する確認日後に発生した本会計基準第5項に該当する事象としています。

なお、本適用指針では、監基報560実1における計算書類等の会計監査人の監査報告書日から連結計算書類の会計監査人の監査報告書日までに発生した修正後発事象を開示後発事象に準ずる取扱いとする内容と同様の定めは設けていません。

## 5. 適用時期等（本会計基準第13項及び第14項並びにBC31項及びBC32項等）

本会計基準及び本適用指針（以下「本会計基準等」という。）は、2027年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することとしています。

また、本会計基準等の適用初年度においては、本会計基準等を2027年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から将来にわたって適用することとしています。

以上